

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和6年8月29日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和6年8月29日（木） 午前10時 2分 開会  
午前10時39分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	塚本崇		
議長	水谷毅	副議長	松本暁彦		
議員	森西正				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 森口雅志  
同局次長代理 香山叔彦 同局総括主査 仲野太朗

### 1. 案件

議会手続き等のオンライン化について

刑法等の一部改正に伴う摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について

専決処分事項の指定変更について

(午前10時2分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

まず、議会手続き等のオンライン化についてであります。

持ち帰り案件となっておりました政務活動費に関わる収支及び支出の報告書の提出につきまして、各会派から御意見をお伺いしたいと思います。その後に前回提案がございました請願・陳情のL o G oフォームでの申請受付につきまして、事務局からの説明、そして質疑をお受けしたいと思います。

また、議会手続き等のオンライン化につきましては、運用面の協議とは別に会議規則などの改正を協議・決定する必要があります。つきましては、事務局より改正案の説明を受け、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で協議してまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、政務活動費に関わる収支及び支出の報告書の提出につきまして、各会派から御意見をお伺いしたいと思います。

では、初めに大阪維新の会から。

○塚本崇委員 私どもとしましては、歩調を合わせまして紙ベースのみで。

○村上英明委員長 公明党は前回同様で紙ベースのみとさせていただきます。

自民党・市民の会。

○光好博幸委員 前回同様紙ベースでお願いいたします。

○村上英明委員長 日本共産党。

○増永和起委員 前回と同様紙ベースでお願いします。

○村上英明委員長 民主市民連合。

○西谷知美委員 紙ベースのみでお願いします。

○村上英明委員長 それでは、全会派が紙ベースのみという御意見でございましたので、そのように決定をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

では次に、前回提案がございました請願・陳情のL o G oフォームの申請受付につきまして、事務局より説明をお願いします。

仲野事務局総括主査。

○仲野事務局総括主査 それでは、L o G oフォームの申請受付につきまして御説明いたします。

資料①、②を御覧ください。

資料①は請願・陳情のL o G oフォームでの申請受付フロー。資料②はL o G oフォームでの入力画面となります。

今回作成しましたL o G oフォームでは、Q 1からQ 11の設問があり、入力内容によって設問が変わる仕組みとなっております。

それでは、申請受付の流れについて説明させていただきますので、資料①を御覧ください。

まず、Q 1、提出する書類では提出していただくものが請願か陳情かを選んでいただきます。次に、Q 2、請願・陳情者については、請願・陳情者が個人か団体かを選んでいただきます。Q 2で個人を選択した方はQ 3で請願・陳情者の名前を記載していただきます。一方、Q 2で団体を選択した方は、Q 4、団体の名前とQ 5、代表者名で団体名及び代表者名を記載していただきます。Q 6、請願・陳情者の情報では住所、電話番号、メールアドレスを記載していただきます。この電話番号にて本人確認の連絡をさせていただきます。また、

メールアドレスには申請が完了した旨のメールが自動送信されます。Q7、請願・陳情書データでは提出する請願・陳情書のデータをアップロードしていただきます。

その後で、Q1で請願を選択した方は、Q8で紹介議員の名前を記載していただきます。

Q1で陳情を選択した方は、意見書の有無とQ10、意見書(案)のデータを回答していただきます。Q9、意見書(案)の有無で、あり、なしを選択していただき、ありの場合はQ10、意見書(案)のデータをアップロードしていただきます。

Q11はQ7やQ10でアップロードしたデータ以外で、その他追加すべきものがある場合にアップロードしていただくところでございます。

資料2の最後には、趣旨説明について記載しております。

この申請後、申請者本人に申請完了のメールが送られるのと同じく、議会事務局にもLOGOフォームから申請があった旨のメールが送信される設定にしております。

また、最後のQ11以外は入力必須としており、不完全な申請ができないように設定しております。

なお、議会のホームページでは請願・陳情のページにこのフォームへのリンクを設置することを想定しております。

以上、LOGOフォームでの申請受付の説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

質問などがありましたらお受けをいたします。

塚本委員。

○塚本崇委員 細かいことで申し訳ございませんが、取りあえずデータをアップロ

ードする部分で気になった点がありまして、データの想定している形式と無害化処理について教えてください。

○村上英明委員長 仲野事務局総括主査。

○仲野事務局総括主査 LOGOフォームの申請のときは、形式がどういうものか指定もできるようなっております。例えばPDFだったり、Word、Excel等にもできます。ただ、一太郎でつくる方とかそういった方もいらっしゃるかもしれませんが、あと最近ではWordの互換ソフトのオープンオフィスのフォーマット等いろいろありますので、フォーマットについては指定しておりません。何でもアップロードできるようになっております。だからこちらで読み込めないデータの場合は、電話にて確認したときにその辺も併せてお伺いすることになると考えております。

無害化処理につきましては、LOGOフォームの性質上のところになり、こちらではそこまで確認は厳密にはできてはおりませんので、また確認してお伝えさせていただければと思います。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 基本、LOGOフォームでもメールでもLGWAN内に何かファイルを取り込む場合は添付ファイルがあるとはじかれる場合が結構あるので、その辺は情報政策課ともすり合わせしながらやっていただければと思います。要望とします。

○村上英明委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 質問ではないですけども、趣旨説明を希望するのかどうなののかについて、LOGOフォームの段階でそれ

も入れておいたほうがそういうこともできるのかという気づきにもなると思うので、これは提案ですけれども、していただけたらと会派から意見が出ておりました。

○村上英明委員長 仲野事務局総括主査。  
○仲野事務局総括主査 今の質問にお答えさせていただきます。

まず、趣旨説明につきましては、電話での本人確認をする際に案内をさせていただきたく予定にしております。そこで趣旨説明するか何う形を想定しております。

また、意見書の期限と趣旨説明の期限が同じ日ではないことから、趣旨説明の期限が過ぎた後で、かつ意見書の提出期限は間に合う日程で出した場合に趣旨説明を「あり」で申請してしまうと「あり」と答えたのに期限を過ぎていてできないということもあります。その辺を踏まえて今回は外させていただいておりますが、その辺は電話でも間に合う場合は案内させていただこうと考えております。

以上です。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 分かりました。

趣旨説明は、最近摂津市で始めたことでもありますので、L o G o フォームに入れる入れないにはこだわりませんが、あると分かっていたらその期日前に出そうと思うかもしれないけど、そういう情報がなかったら全然引っかかってこないと思うので、趣旨説明を希望することできる、いつまでにしないといけないというのが、もうちょっと一般的に分かるような形で出していただけたらと思います。

以上です。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。  
よろしいですか。  
西谷委員。

○西谷知美委員 私も要望に近いんですけども、6番の本人確認としまして入力いただきました電話番号へということで、最近こういうアンケートのときに会社員であるとかそういう方を設定して連絡が付きやすい時間帯みたいなものを書く欄があったりするんですけども、そういったことは検討の中にありましたでしょうか。

○村上英明委員長 仲野事務局総括主査。  
○仲野事務局総括主査 今回入力いただいて送られた後、電話で確認するというのはあるんですけど、どうしても職員の勤務時間になってしまうので、平日昼間というところ、そこだけは絶対入れないといけません。それで今回、Q6の文章の後ろに括弧の中で入れさせていただきました。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 お昼休憩の時間であるとかそういうのを書く項目があれば事務局側の負担も減るところと私がそういうときに入力した場合、その時間帯電話に気をつけるということもありますので、そういった効果もあるのかなということで、要望的にお伝えいたしました。

以上です。

○村上英明委員長 ほか、よろしいですか。  
香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの西谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

現時点でQ6につきましては、住所入力と電話番号入力、メールアドレス入力の項目のみとなっておりますけれども、この設問の後ろに備考欄を設けるなどして、御都合のよい時間を記入いただく項目を設けることなどは可能でございます。他市で既に先行して導入しているところもござい

ますので、そちらも確認しながら、できるだけ申請者の連絡がつきやすい時間に電話できるようにどういった工夫ができるかというのは一度検討させていただこうと思います。

以上でございます。

○村上英明委員長 ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、修正等々はないようですので、本内容で進めてまいりたいと思います。

なお、掲載に向けての時期につきましては、第3回定例会で会議規則などの議決後、事務局にて対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

では次に、議会手続などのオンライン化に関わる会議規則などの改正につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、議会のオンライン手続に係る会議規則等の改正について御説明させていただきます。

議会手続のオンライン化については、本会議や委員会、政務活動費が対象となります。今回の改正案としましては、資料3、摂津市議会会議規則(案)、資料4、摂津市議会委員会条例(案)、資料5、摂津市議会政務活動費の交付に関する条例(案)の三つを提示しております。

まず、資料3を御覧ください。

本資料につきましては、全国市議会議長会から示された標準市議会会議規則(案)と摂津市議会会議規則(案)を見比べられるよう対照表として作成しております。

全国市議会議長会から示された標準市議会会議規則(案)については、議会手続のオンライン化に係る改正だけではなく、

時代に即した文言への修正など所要の改正が盛り込まれております。

このことから多くの条文が改正の対象となっておりますが、その多くは平仮名表記であったものを漢字表記に改めるなど軽微な改正となっております。つきましては、軽微な箇所の説明は省略させていただき、新設された条文等を中心に説明させていただきます。また、各ページ左側が本市議会の会議規則(案)となりますので、主に左側の条文に沿って説明をさせていただきます。

それでは、資料3の2ページを御覧ください。

第9条、「会議時間」において第3項を新設しております。この会議時間はこれまで会議中の変更のみ規定されておりましたが、会議中以外で時間の変更が困難となることから新設となったものでございます。

なお、条文中、緊急を要するときとは、大災害が発生したときであり、その他の特に必要があると認めるときとは、定足数に満たないときとなります。

次に、4ページを御覧ください。

第19条、「事件の撤回又は訂正及び動議の撤回」の第1項において、これまで議会の承認を得ることが規定されておりましたが、議会や議長の許可を得ることに改正をされております。

これは、国会や全国都道府県議会議長会の標準会議規則に合わせるとともに禁止事項を解除するには、承認という文言より許可という文言が適切であるとの見解から改正となるものでございます。

次に、6ページを御覧ください。

第31条、「開票及び投票の効力」において第4項を新設しております。

地方自治法第118条第6項において、議会の選挙に係る投票の効力に意義があるときは、文書をもって本人に交付すると規定されております。しかしながら、今回、オンラインでの手続が可能となることから会議規則で必要な事項は議長が定めると規定しているものでございます。

なお、必要な事項は議長が定めるとの規定を受けまして、別途、情報通信技術の活用に関する規程を制定する予定をしております。

次に、13ページを御覧ください。

第78条、「会議録の記載事項」の第2項において、「その他議長が適当と認める方法によって記録する」の文言を追加しております。

本条においてこれまで速記法によって速記すると規定されておりましたが、速記以外の方法によって会議録を作成する議会が多いことから現状に即して追加されたものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

右側の欄に第94条の2、「出席委員に関する措置」の条文がございます。

本市議会では空白としており、追加しておりません。本条につきましては、オンライン委員会の規定となっており、本市議会では、今年度の下半期に御協議いただく予定をしていることから、オンラインの委員会に係る条文は今回追加しておりません。

次に、15ページ。また左側を御覧ください。

第110条、「委員外議員の発言」において、「以下この条において、『委員外議員』という。」の文言を追加しております。これはこれまで会議規則に委員外議員の定義がなかったことから委員外議員を定義するために追加するものでございます。

次に、17ページを御覧ください。

第118条、「答弁書の配布」においてタイトルを答弁書の朗読から答弁書の配布に改正し、条文中に委員に配布するの文言を追加しております。

これは、本会議における答弁書の配布を規定した第66条と同様の取扱いとするため答弁書の配布に改正するものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

第132条、請願書の記載事項等において第6項を新設しております。

これは、請願の紹介議員が紹介の取消しをする場合の規定がこれまでなかったため新設されたものでございます。

次に、21ページを御覧ください。

第136条、請願の審査報告において第2項を新設しております。

こちらにつきましては、委員会付託された請願について、これまでは審査結果に意見をつけることが義務化されておりましたが、意見をつけない運用もできるように改正を行うものでございます。

次に、22ページを御覧ください。

第145条、携帯品において、本会議や委員会への携帯品がこちらで規定されております。

これまでは文言としまして、「外とう、襟巻、つえ」と規定されておりましたが、時代に即した表現に改めるため、「コート、マフラー」に改正をされております。

次に、23ページを御覧ください。

第154条の2として、「代理弁明」の規定を新設しております。

こちらは、全国都道府県議会議長会等の標準会議規則において既に規定されていることから、同様の取扱いとするため新設するものでございます。

次に、24ページを御覧ください。

第9章にオンラインによる規定として、第160条の2、「電子情報処理組織による通知等」を新設しております。

議会手続のオンライン化につきまして、この条から27ページの第160条の3、電磁的記録による作成等までとなっております。

これらの条文中、「議長が定める」の文言が複数ございますが、これにつきましては第31条で説明させていただいたとおり、別途、情報通信技術の活用に関する規程を制定する予定をしております。

以上、摂津市議会会議規則（案）の説明とさせていただきます。

次に、資料④を御覧ください。

本資料につきましては、先ほどの会議規則と同様に全国市議会議長会から示された標準市議会委員会条例（案）と摂津市議会委員会条例（案）を見比べられるよう対照表として作成しております。

まず、1ページを御覧ください。

右側の15条の2において、「委員会の開会方法の特例」として、オンラインの委員会に係る規定が新設されておりますが、会議規則と同様で下半期で協議いただく予定となっておりますことから、本市の委員会条例（案）には今回追加しておりません。

議会手続のオンライン化については、2ページの第23条、「意見を述べようとする者の申出」、それと3ページの第27条、「代理人又は文書等による意見の陳述」、最後に4ページの第29条、「記録」でそれぞれ規定しております。

以上、摂津市議会委員会条例（案）の説明とさせていただきます。

次に、資料⑤を御覧ください。

本資料は、摂津市議会政務活動費の交付に関する条例の新旧対照表となります。

政務活動費につきましては、全国市議会議長会から案文の提示がなかったことから左側に現行、右側に改正（案）を記載した対照表となっております。

まず、第8条、収支報告書の提出を御覧ください。

現行では、「現金出納簿」となっているものを改正案では、「政務活動費出納簿」としております。

この理由といたしましては、毎年、各会派からの収支報告後、政務活動費検査員として、弁護士、公認会計士の二人の方に検査をしていただいております。その中で公認会計士より現金出納簿の表記では、現金での取扱いのみが対象となり、通帳振込等の運用が含まれないことから政務活動費出納簿に改めるべきとの指摘を以前から受けておりました。このことから今回の改正に合わせて、本条の改正を行うものでございます。

次に、第8条の2を御覧ください。

「電子情報処理組織を使用する方法による提出」としまして、議会手続のオンライン化に係る規定を新設しております。

以上、議会のオンライン手続に係る会議規則等の改正についての説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

質問などがあればお受けをさせていただきます。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、冒頭でお伝えしましたとおり、各会派へお持ち帰りいただきまして、次回の本委員会で御意見などをお伺いしたいと思いますのでよろし



くお願いをいたします。

では次に、刑法などの一部改正に伴う摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の改正についてです。

事務局より説明をお願いします。

香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、刑法等の一部改正に伴う摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について御説明させていただきます。

資料⑥を御覧ください。

前回の議会運営委員会で御説明させていただいたとおり、刑法等の改正に伴い、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例に係る罰則規定について改正を行う予定をしております。

内容といたしましては、第53条、第54条、第55条中、「懲役」とあるものを「拘禁刑」に改正するものでございます。

以上、刑法等の一部改正に伴う摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の改正についての説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

質疑があればお受けをさせていただきますが。

増永委員。

○増永和起委員 これは国の法改正の上ののっとして条例を変えるということですので、そのことは重々分かっております。ただ、この法律の改定に当たっては、日本共産党としては反対をさせていただきました。

この法は懲役と禁錮を廃止し、新たな自由刑として拘禁刑を創設するというものでございます。

懲役刑が、殺人、放火、強盗などに対する刑罰であるのに対し、禁錮刑は政治犯や過失犯などが対象とされてきました。特に

政治犯は通常の犯罪者と異なり、その名誉を重んじた処遇を行うべきだという考えの下に刑務作業を強制しない禁錮刑を科すべきとされてきたものです。戦後の刑法改正をめぐる議論でも政治犯・国事犯の思想を強制労働で改造するようなことがあってはならないという配慮から懲役刑と禁錮刑の区別は残されてきました。刑罰によって人の内心まで変えることは許されません。

法はこの拘禁刑について刑事施設に拘置するだけでなく、改善更生を図るため必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるとし、全ての受刑者に刑務作業と改善指導を義務づけているものです。

国連被拘禁者処遇最低基準規則、通称マンドラ・ルールは身体を拘束する刑罰は自由を奪うことによって犯罪者に苦痛を与えるものであり、それを超える強制を内容とすることはなるべく避けるべきだとしています。また、刑務所などで処遇の目的は、刑期が許す限り釈放後、法を遵守する自立した生活を営む意思と能力を持たせることを目的としなければならないとし、社会復帰の支援を国家の側に義務づけ、受刑者には社会復帰のための処遇に能動的に参加する権利を保障すべきものだとしています。

拘禁刑の下で受刑者の自発性、自立性、尊厳を尊重せず、懲罰の威嚇の下に改善更生を強いることになれば国際的に求められる受刑者への処遇水準からはますますかけ離れてしまいます。

我が党はこの立場から修正案も提出しましたが、残念ながら否決となりました。法が改定された下で摂津市の条例の文言を変えることは仕方ないことだと思いま

すけれども、基となる法について指摘をこの場でさせていただきたいと思っています。

また、それぞれの各自治体の情報が大阪府警に集められて、そこでまた精査がされると伺いました。その中でうちの市議会の思いが尊重されるというか、自主性ということについて、それが尊重されない事態があってはならないと考えておりますので、今後そういう点も踏まえながら皆さんとこの部分については議論していきたいと思っております。

以上でございます。

○村上英明委員長 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、本件につきましては前回事務局より説明があったとおり、執行部とともに9月に大阪検察庁へ依頼し、12月頃の回答をもって第1回定例会へ上程してまいりたいと思います。

つきましては、本内容で大阪検察庁へ依頼することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、本内容で大阪検察庁へ依頼することに決定をさせていただきます。

最後に、専決処分事項の指定変更についてであります。

本件につきましては、まず、事務局より説明を受けたいと思います。

仲野事務局総括主査。

○仲野事務局総括主査 それでは、専決処分事項の指定変更の件について御説明させていただきます。

資料⑦を御覧ください。

まず、1、地方自治法第180条第1項の規定に係る専決処分事項についてでござ

います。

本来は議会の議決が必要な内容の案件であってもそれが軽易な事項であり、議決により特に指定したものは、市長において専決処分とすることができることが第180条第1項に規定されております。これを受けまして、本市においても専決処分事項を指定しております。

次に、2、現状と課題についてでございます。

本市において専決処分事項につきましては、法律上、市の義務に属する1件30万以下の損害賠償の額を定めることと指定しており、30万円を超えたものにつきましては、議会の議決が必要となります。しかしながら、閉会中などに発生した事故など定例会まで一定の期間が空いている場合、定例会での議決まで損害賠償が支払えず迅速な対応ができないことが課題となっております。このことから3、7月30日の幹事長会における報告についてで記載しておりますとおり、先日の幹事長会にて執行部より専決事項の府内状況につきまして報告があり、専決処分事項の指定の見直しに係る依頼がございました。それに伴い幹事長会においても見直しが必要と判断され、専決処分事項の指定の変更につきまして、議長団より申入れがございました。

以上のことから委員長団で協議いただき専決処分事項の指定の変更(案)について、記載のとおり委員長(案)を提示させていただくこととなりました。

内容としましては、網かけの部分を追加し、法律上、「市の義務に属する1件の金額(保険金等により補填され、市が直接に負担しない金額がある場合は、その金額を除く金額)が30万円以下の損害賠償の額

の決定及びこれに伴う和解に関すること」とするものでございます。

以上、専決処分事項の指定変更の件についての説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

本件につきましては、事故がないのが最善ではございますが、万が一、市民などに損害賠償を支払うことになった場合、迅速に対応する必要があると考えております。

委員長（案）でお示しさせていただいているとおり、保険金などにより補填されるものにつきましては、専決処分事項とすように改正することを御提示させていただきました。

これにつきまして質問などがありましたらお受けをいたします。

いかがでしょうか。この委員長（案）で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 では、御意見がないようですので、本件につきましては委員長（案）で決定することとさせていただきます。

本件につきましては、第3回定例会に提出できるよう進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本委員会を閉会します。

（午前10時39分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 光好博幸